

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 令和4年2月21日（月）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（なみき18・19）
- 3 出席者 鯉淵教育長 中上委員 森委員 木村委員 四王天委員 大塚委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和4年2月21日（月）午前10時00分

- 1 会議録の承認

- 2 一般報告・その他報告事項
新型コロナウイルス感染症への対応について
「横浜市立学校の管理運営に関する規則」の一部改正に向けた事務について

- 3 審議案件
教委第53号議案 教職員の人事について
教委第54号議案 教職員の人事について
教委第55号議案 審査請求に関する教育長臨時代理について

- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。1月24日の会議録の署名者は、中上委員と木村委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、2月4日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 2/9 本会議（第2日）一般議案上程・質疑・付託、予算上程・説明
- 2/14 こども青少年・教育委員会
- 2/18 本会議（第3日）一般議案議決、予算代表質疑

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、2月9日に本会議2日目が開催され、一般議案上程・質疑・付託、予算上程・説明が行われました。

2月14日に、市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

2月18日に、本会議3日目が開催され、一般議案が議決され、予算代表質疑が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 「横浜市立学校の管理運営に関する規則」の一部改正に向けた事務について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは前回の教育委員会定例会から本日までの間の報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点、御報告をさせていただきます。1点目ですが、「新型コロナウイルス感染症への対応について」。2点目は、「『横浜市立学校の管理運営に関する規則』の一部改正に向けた事務について」、報告をさせていただきます。私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等がございますか。
特になければ、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、所管課から御報告いたします。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。私からは、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、御報告をいたします。

「1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況」です。1月中旬以降、市中の感染拡大に伴い、市立学校関係者においても感染者数が急増し、直近の3週間は非常に高い水準になっています。

今般、まん延防止等重点措置の適用期間が3月6日まで延長されましたが、引き続き、市立学校ではガイドライン及び通知等に基づき、感染予防のための取組を徹底してまいります。

なお、令和4年2月17日現在、市立小・中学校での学級閉鎖、これは一般学級ですけれども、閉鎖数は48学級となっております。

「2 学級閉鎖等の考え方について」です。神奈川県教育委員会からの通知や、最近の学校における臨時休業の経験を踏まえ、オミクロン株の感染拡大に伴う当面の対応として、2月9日以降、同一学級において次の①から③のいずれかの条件に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3日間程度、学級閉鎖等休業の措置としています。

「①3人以上の児童生徒の陽性が判明した場合」、これは直近3日間です。同じく直近3日間で、「②2人の児童生徒の陽性が判明するとともに、複数人に発熱等風邪症状・濃厚接触者があり、両者の合計が学級の在籍者数の15%を上回った場合」。「③その他教育委員会が必要と判断した場合」ということとなります。

なお、学年閉鎖、学校全体の臨時休業につきましては、学年内、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合において、1学級当たりの児童生徒数や、当該学年の学級数、校内における児童生徒の活動範囲などの実情を踏まえ、教育委員会で検討を行い、総合的に判断しています。

引き続き、学校での感染拡大の防止と児童生徒の学びを止めない取組に注力して、この難局を乗り越えてまいりたいと思います。私からは以上でございます。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。続きまして、資料の2ページ「3 まん延防止等重点措置の延長に伴う市立学校の教育活動について」御報告いたします。

神奈川県の実施方針及び神奈川県教育委員会からの通知等を踏まえまして、市立学校における教育活動について、主に次の内容を通知してございます。

「(1) 感染拡大防止措置の徹底」ですが、学校では「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」及び次の感染拡大防止措置の徹底を図りながら、教育活動を継続いたします。

おめくりいただきまして、3ページでございます。まず、健康観察の徹底といたしまして、日頃の健康観察を注意深く行い、のどの違和感程度の僅かな体調の変化であっても、登校・出勤を控え、医療機関を受診。微熱があった場合は、熱が下がったとしても、登校・出勤せず、医療機関を受診。必要に応じて有症状時は抗原検査キット、無症状時は無料PCR検査の活用を検討などを示してございます。

また、手洗い、マスクの正しい着用、相互の距離の確保、狭い空間での活動・会議等の回避、特に冬季であることを踏まえた換気といった基本的な感染予防対

策の徹底について、引き続き依頼しています。

「（２）感染リスクの高い活動の一時的停止」ですが、マスクを着用する等の感染症対策を講じてもお感染リスクの高い、その四角の枠に囲まれているところですが、それらの活動はまん延防止等重点措置期間においては実施を見合わせます。また、体育の授業における留意点として、ガイドラインの徹底に加えて、まん延防止等重点措置期間においてはマスクを着用しても実施できるような活動内容を工夫し、可能な限り屋外での活動とすること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けること。授業の前後における着替えや移動の際や、教師による説明の時間など、児童生徒が運動を行っていない場面、あるいは軽度の運動の際は可能な限りマスクを着用することとしています。

続きまして、「（３）遠足(旅行)・集団宿泊的行事について」ですが、神奈川県教育委員会からの通知により、まん延防止等重点措置期間中は修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止として、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては同様に延期又は中止といたします。

「（４）部活動」ですが、神奈川県教育委員会からの要請を受け、まん延防止等重点措置期間中は、原則として校内における活動のみとしています。原則としてマスクを着用して活動するなど、感染拡大防止の措置を講じて、次のとおり実施可能としています。活動日数は週４日以内、活動時間は平日は２時間以内、土日祝日は３時間以内。また、まん延防止等重点措置期間は朝練習、他校との練習試合、合同練習及び遠征や泊を伴う練習、身体的接触を伴う活動や、近距離で大きな声を発するような活動、激しい呼気を伴う活動等、感染リスクの高い活動は見合わせます。また、所属する児童生徒・担当する教職員及び部活動指導員等の関係者一人でも陽性者が発生した場合、当該部の活動を３日間程度控えることを原則とします。

「（５）その他」ですが、高等学校は始業時刻を30分程度遅らせる等の時差通学及びそれに伴う短縮授業を実施しています。また、特別支援学校は時差通学や短縮授業等、各校の実情を踏まえて対応してございます。

引き続き、「４ 市立高等学校の『入学者選抜(学力検査)』及び市立高等学校附属中学校の『適性検査』の実施における対応について」ですが、ともに感染拡大防止の措置を講じて実施いたしました。

資料「４（１）市立高等学校『入学者選抜』」の実施状況については、この表のとおりとなっており、検査当日については、①（ア）から（エ）まででございますが、その事由による別室受検も併せて実施いたしました。

また、検査当日、感染等により受検できなかった受検生のために、検査当日以外の受検日も（１）②のとおり、ここでは追検査、追加の検査がございましたが、それらのとおり設けてございます。

引き続きまして、「（２）市立附属中学校『適性検査』」の実施状況につきましては、（２）の表のとおりとなっております。検査当日については、高等学校と同様に別室受検を実施いたしました。

また、昨年度とは異なる点なのですが、検査当日、感染等により受検できなかった受検生のために、感染力が強い変異株による感染が拡大していることを踏まえて、特例措置として、表の一番下でございませけれども、特例による検査を設けてございます。私からは以上でございます。

古橋教職員人事部長

教職員人事部長の古橋でございます。「5 市立学校教職員への新型コロナワクチン追加接種（3回目）の早期実施について」御説明いたします。

教職員への新型コロナワクチンの追加接種は2回目のワクチン接種日から6か月以上経過した方に、順次、居住地の市町村から接種券が送付され、医療機関等で個別接種が受けられるようになってございます。

この接種方法に加えまして、2月の中旬から横浜市内在住の教職員は本市の集団接種会場、2か所でございますが、優先接種の対象として、市外・県外に居住する教職員につきましては、神奈川県医療従事者、高齢施設等従事者を対象とした大規模接種会場で接種することが可能となっております。この場合は、2回目の接種日から6か月以上経過していれば、接種券がなくてもワクチンの接種が可能となっております。

また、地域企業であります、株式会社ディー・エヌ・エー様の職域接種を拡大して、本市の教職員も対象としていただきました。そこで3月中の土曜日を中心に6日間行われます。これにも申込みが可能となっております。

下の表は、教職員向けのワクチン接種の全体のイメージをしたものでございます。私の説明は以上となります。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

中上委員

説明ありがとうございました。最近の状況を報道等でチェックしていると、ビッグデータの解析をいろいろな研究機関が行ったり、最近では政府も正式な専門家会議でピークアウトをしているという報道もあります。ただ、高止まりになって、まだ学校等で感染が非常に増えている部分もあり、心配があるのですが、大きな流れの中では大分先も見えてきているような報道もあります。

また、御報告があったように、前回2回目の教職員の新型コロナワクチン接種も夏休みに行く配慮をしていただいて、今度も優先接種の対象としていただいたり、いろいろとプラス材料も非常にあります。

それで、学校でも感染者が増えていますが、政府も特例措置で5歳から11歳を承認して新型コロナワクチン接種していくということです。お聞きしたいのは、いろいろと自治体によっても個別接種か集団接種かと検討されていて、日本小児科学会が、子供たちでもいろいろと持病を持っていたり副作用が出たりすることも考えられるので、そこはメリットとデメリットをよく説明したうえで、新型コロナワクチン接種したほうが良いだろうというような見解が出されています。横浜市の場合、現時点で言える範囲で結構ですけれども、小児への新型コロナワクチン接種に対する考え方で、もし説明できる部分があったらお願いします。

前田人権健康教育部長

ありがとうございます。5歳から11歳の小児への新型コロナワクチン接種につきましては、3月から接種という動きになっていくと思います。そうした中で、中上委員がおっしゃったとおり、この新型コロナワクチン接種については努力義務が適用されなかったりとか、接種について様々な不安を持っている保護者もおいでですし、また、迷っているお子さんもこの後、出てくると思います。そういった辺りの対応を丁寧に保健所と連携をしながら確認をしていきたいと思っています。

最終的には、御家庭、御本人の意思ということになると思うのですが、その辺りを学校とも確認してまいりたいと思いますし、私どもが一番気にしているのは、この新型コロナワクチンを接種する、しないといったようなことでのいじめだとか、偏見だとか、差別だとか、そういったことが起きてしまうことが一番

気になっていますので、この新型コロナワクチン接種についてもこれまでの新型コロナウイルス感染症自体もそうですけれども、これに関わって傷つく子供がないように、しっかりと対応していきたいと思っところでございます。

中上委員

個別接種と集団接種については、どちらの方針でしょうか。

前田人権健康
教育部長

ありがとうございます。保健所のほうから、基本的にはかかりつけ医を含めた個別接種でと、話は聞いています。

中上委員

最後ですけれども、昨日のニュースなどでも、欧米での経済機能を回すことと新型コロナウイルス感染症対応のバランスについて取り上げられていました。ピークアウトした後の制限解除というようなニュースがたくさん流れてきています。確かに、経済への影響等もあるのですけれども、我々はいかに学校現場を、子供たちを守るかという視点で皆さん本当に頑張っていただいているわけです。ただ、ニューヨーク市長の話だと、街にやはり人が来ないので、ビジネスが戻ってきてほしいだとか、経済の部分でアピールして、もうマスクも室内でも要らないというような話もありました。ただし、医療現場と学校だけはマスクはやはりすべきだと、ニューヨークでも言っているわけです。

だから、新型コロナワクチンの接種もまだ先だと思いますので、いずれにしても学校現場の皆さんは大変だと思うのですけれども、マスク、手洗いですね。あとは、いろいろ目標とかありますけれども、引き続き緊張感を持ってまた対応していただきたいと思っます。以上です。意見です。

鯉淵教育長

御意見ということで。ほかに。

四王天委員

私は、基準の変更についてお尋ねしたいと思っます。行政が決めた基準というのは、現状にそぐわなくても頑として変えないような、そんなイメージが私にはやはりあるのですけれども、今回は非常に短期間の間に修正を行えたことについて、これはどのようなお考えでこのようなことができたのでしょうか。

前田人権健康
教育部長

ありがとうございます。今般、この新型コロナウイルス感染症のオミクロン株と思われる置き換わりが起こっている中で、私ども所管としても、丁寧に知見を重ねながら様子を見てまいりました。

そういった中で、これは1月27日以降の話ですけれども、エッセンシャルワーカーの方々、例えば医療機関での医師や看護師といった方々が、保育園や学校が休業になったために、なかなか対応ができなくなっているという情報が入りました。実際、休業措置を最大で9校行った時期もあったのですけれども、そこでの子供たちへの影響というのは非常に大きいだらうということも鑑みながら、様子を見てまいりました。

そうしたところ、神奈川県教育委員会から2月7日に通知が出されまして、閉鎖の判断基準ということで、基本的な考え方と閉鎖基準が出されました。基本的な考え方としては、オミクロン株が非常に流行していて保健所がひっ迫している、この当面の間の措置ということをまず前提にしています。

加えて、今お話ししたような社会機能の維持の部分ですとか、何より子供たちが休業になると影響を非常に受けますので、そういった視点で子供の学びの保証や居場所の確保、そういったことも三つの視点をしっかりと捉まえながらやっていくということで、極力広範囲での期間、範囲での閉鎖を控えていくというよう

な基本的な考え方が示されました。

それを受けて、横浜市としても学級閉鎖の基準を変えさせていただいて、例えば5日間だったものを3日間にするなど、基準の変更をさせていただいて、学校での対応をしています。

ちなみに、3日間に日数を減らしたのですけれども、基本的にこれまでの知見や経験則の中で、やはりオミクロン株の潜伏期間が短いということも踏まえて、3日以上を超えて延長しているというケースは非常に少ない状況です。つまり、3日で大体解除される傾向が見えてきていますので、学校の状況もしっかり確認しながらやってまいりたいと思っています。

四王天委員

現状をつぶさにウオッチングしながら、それに合ったクイックな対応をされたことは非常に素晴らしいことだと思いますので、この対応については非常に評価したいと思います。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

大塚委員

御報告ありがとうございます。先ほど、子供の新型コロナワクチン接種というところで、傷つく子がいないようにという配慮は本当に大事だと思います。そういった部分でこれからも力を入れていただきたいなと思います。

やはり傷つくとか偏見というのは、子供自身の不安感というのはすごく大きいと思うのです。最近、り患している御家族がすごく増えてきているというところで、子供自体は濃厚接触者で元気である。ただ家族、保護者が同時に複数人陽性になられたという場合は、小学生、中学生、高校生、様々ですけれども、短い期間であってもケアする側になったりとか、自分の家族がり患したということに対する不安感はすごく大きいと思うのです。

そういった場合に、子供が正しく知るという、その知識部分というのですか。例えばどういうことを知ったら安心できるのかというと、毎日保健所からの連絡が来るとか、最近AIでの調査が毎日のように入ってくるらしいのです。そういう形で自分の保護者のり患に関して行政がきちんと関わってくれているのだということを知るとか、それから、今は少し滞っていると聞いたのですけれども、陽性になった場合には食料が神奈川県から配られるとか、そういったことも含めて、あとは心配だったらこういう相談ルートがあって、保護者がきちんとそこにつながっているという情報というものが、どこで教えればいいのか。それが学校の役割かということ、そうでもないかとなったときには、健康福祉局と、それから知識的な部分をきちんと子供たちに学んでいかせるという部分で学校としてできる、教育委員会としてできることというのがないかと思ったときに、教育委員会として健康福祉局へ働き掛けるとか、若しくは、そういう取組はもう既にあるのかは分かっていないのですけれども、そういった方向での働き掛けを、ぜひ教育委員会として動いていただくことを検討していただきたいという要望をお伝えしたいと思っています。お願いします。

鯉淵教育長

何かありますか。

前田人権健康
教育部長

ありがとうございます。これだけ感染が広がっていると、大塚委員がおっしゃるとおり、家庭の中で保護がり患するというところもあるでしょうし、また、家族の中でほかの誰かがということもあるでしょうし、そういった辺りは学校も経験値を重ねていると思います。

保健所とやりとりしている中では、厚生労働省のホームページで、家庭内で感染者が出た場合のゾーニングの仕方だとか、基本的な感染症対策について出ていますので、この辺りを保健所とともに何らか伝えていきたいと思っていますし、加えて、そういった情報があるのだという辺りは校長会を通じて学校にも伝えていきたいと思っています。ありがとうございます。

大塚委員

ぜひよろしく願いいたします。

木村委員

意見を2点だけ。一つは、横浜は率先していろいろな期間とかを変えて、これも評価するべきだと思いますけれども、必ず行った後は検証、検証はやはり仮説があって、その結果で検証するわけですから、仮説と検証、ここをしっかりとやるのが、多分エビデンスになっていくと思います。

新型コロナウイルス感染症が始まったばかりのときに、エビデンスや前例のないところでいろいろ試行錯誤していましたが、様々なことが現在、エビデンスとして挙がっていますので、ぜひこういったことも仮説と検証でやっていただければと思います。

あともう一つ、感染リスクの高い活動の一時停止のところ、対面式となるグループワーク等もあるではないですか。いわゆるアクティブラーニングであるグループワークをしない。これも問題だったのですけれども、逆にこういった状況下でグループワークだけがアクティブラーニングではないのだと。後日で結構ですので、どのようなことを試行錯誤して先生方が行っているかを分かたらまた紹介していただければと思います。

どうしてもやはり学校の中でアクティブラーニングのグループワークというところだけが注目されます。そうではないと思いますので、ぜひこういったことも後でまた教えていただければと思います。以上です。

石川学校教育
企画部長

ありがとうございます。木村委員がおっしゃった2点目ですけれども、各学校はグループワークといいますか、様々な方々との意見の交換、子供同士もそうですし、外部の方々との意見の交換などについてはどのようにやれば良いかと試行錯誤しています。一人一台端末を使いまして、オンラインで外部の方とつながる。あるいは、ロイロノートスクールを使って、学級の中の意見交換を活発にするというようなことについては、必要に迫られてのことかもしれませんけれども、かなり工夫してやっているところだとは思いますが。

一方で、やはり人と人の人間関係をつくる意味で、対面のほうが良いことももちろんあるので、学校としてはジレンマも幾つかあると思うのですけれども、今できる対応を行っていると思います。

これは木村委員がおっしゃるように、検証をして、どのようなことが効果的だったか、どのようなことに課題があったということにつきましては、今後考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

木村委員

ありがとうございます。いろいろなことがあると、課題、問題点ばかりをどんどん考えますけれども、大事な今は今できることは何か。そこから次にどう進むかということなので、ぜひ今後また期待します。以上です。

森委員

御報告ありがとうございます。今、こういった感染者のペースを見ていますと、児童生徒とその家族、教職員の方とその家族の皆さんも含めてですけれど

も、自宅で療養しなければいけない状況が広がっていて、学校現場も本当に大変な状況かと思えます。

そういう中で、なかなか前向きに考えづらい、どちらかというを守りに入りがちになってしまうフェーズかとは思いますが、それでもどうやったら子供たちが面白いと思うことに会って、学びたいと思うことに会えるかということを考える、そういった時間は作れるように、教育委員会としても後押しを引き続きお願いしたいと思っています。

実際に、どうやったらそういう場面が作れるのだろうと思ったときに、先日、はまっ子未来カンパニープロジェクトの発表会というのに、オンラインだったのですが参加させてもらったのです。はまっ子未来カンパニープロジェクトは学級単位とか学年単位とか学校単位で、子供たちが地域のために何ができるだろうかということを考える、起業体験です。地域の方々と取り組んでいくという取組で、2,000人ぐらいの皆さんとオンラインでつながって、各教室つながって、70学級ぐらいとつながって、児童生徒の皆さんの発表を聞かせてもらったのです。

非常に驚いたのが、これだけ制約があって大変だろうに、その中でも町をよくしたいとか、あの困っている農家の方のために何ができるかとか、本当に真剣に考えているという、その気持ちにすごく心を動かされました。あとはそこに協力をしてくださっている地域ケアプラザの方ですとか、企業の方ですとか、地域のいろいろな農家の方ですとか、そういった皆さんこそ大変な状況でもあったらうに、子供たちの面白いとか良くしたいという気持ちに共感して、一緒に、時にはオンラインで、時には会いながらアドバイスをしている。そのアドバイスというのも表面的ではなく、結構厳しくきちんと向き合って話をしてくれているという様子も伝わってきて、子供たちもそれに応えようと何度も、これではどうでしょうということに戻しているという様子も見ることができました。

なので、こういった通知というのはもちろん大事ですし、そういったことをしたいと思いながら、同時に何を基に閉鎖するかとか、何を基に停止するかということも考えなければいけない状況で、こういったアナウンスも送っていると思うのですが、併せて、現在のような、その学ぶって楽しいとかというところの気持ちが学校現場でも萎えないような、逆に後押しするような取組もぜひ積極的に発信をいただければと思います。どちらかという、コメントです。

鯉渕教育長

ほかによろしいでしょうか。ほかになければ、次に、「『横浜市立学校の管理運営に関する規則』の一部改正に向けた事務について」所管から御報告いたします。

佐藤インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー

インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャーの佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。「『横浜市立学校の管理運営に関する規則』の一部改正に向けた事務について」、御説明をいたします。この規則改正につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則に基づき、教育長に専決させる事務になっておりますけれども、大きな変更になりますので、今回、御報告をさせていただくものでございます。資料の詳細は所管課長より御説明をいたします。

高木特別支援教育課長

特別支援教育課長の高木でございます。よろしく願いいたします。お手元でございます「『横浜市立学校の管理運営に関する規則』の一部改正に向けた事務について」、資料を御覧ください。

「1 趣旨」にありますとおり、令和4年2月18日、第1回市会定例会において、「横浜市立学校条例の一部改正」が議決されました。それに伴い、令和4年

4月1日に北綱島特別支援学校を本校に移行するに当たり、「横浜市立学校の管理運営に関する規則」の一部改正を行うよう事務を進めますので、御報告いたします。「2 新旧対照表」を御覧ください。改正内容は2点となります。まず第42条で、特別支援学校の部、学科等を定めており、対照表の一番下にある別表第2のとおり、上菅田特別支援学校北綱島分校を北綱島特別支援学校に改めます。

また、第47条の2ですが、これまで定めていた通称名を削除いたします。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長 説明が終了いたしました。何か御意見・御質問等がございますか。

中上委員 今、御説明がありましたけれども、今回の規則改正は先日可決されました条例改正に基づくものであるため行われるということは承知しておりますけれども、改めて条例改正を行った趣旨を確認させていただきたいと思っております。

高木特別支援教育課長 ありがとうございます。条例改正を行った趣旨でございますが、令和3年9月に文部科学省から「特別支援学校設置基準」が、そして同年12月に神奈川県から「かながわ特別支援教育推進指針」、まだこれは素案修正版でございますが、こういったものが公表され、特別支援学校の整備等に関する考え方が新たに示されました。

この神奈川県の指針の中で、神奈川県が将来推計を行っておりますが、この将来推計に基づく受け入れ不足枠に対して、横浜市の東部地域に神奈川県立の特別支援学校が新設されることになりまして、これをもちまして、ようやく横浜市内全域で肢体不自由教育部門の受け入れ枠の不足の解消をできる見込みとなっております。こうしたことを踏まえて、受け入れ人数、それから、学校数ともに現在の6校は少なくとも必要であるという結論に至りました。

従いまして、令和4年4月に北綱島特別支援学校を本校に移行するというものでございます。

鯉淵教育長 ほかに御意見・御質問等がございますか。

四王天委員 北綱島特別支援学校は、分校となる際に、現在の教育水準と同等か、若しくはそれ以上を目指す保護者の方たちにお約束したと伺っています。分校前と変わらない教育環境水準をどのような形で保ってきたのか、現在の状況をお知らせいただきたいと思っております。

高木特別支援教育課長 ありがとうございます。こちらにつきましては、教育課程の編成、それから予算執行と、北綱島特別支援学校の校長が自律的に学校運営を行っております、こちらとしてもエアコンや屋上、それからトイレなど、必要な施設面の改修に取り組んでまいりました。

また、教職員、看護師、スクールバスなど、ほかの肢体不自由特別支援学校同様の取組を進めてまいりました。教職員やハード面の改善を図るなど、保護者の皆様との約束に基づきまして、進めてまいりました。以上でございます。

鯉淵教育長 よろしいでしょうか。ほかに何か。

中上委員 私としては最後の質問ですけれども、今お話がありました。本来は神奈川県がもっとしっかりこの対策をして、とはいっても、横浜市はこれだけの大都市で

すから、神奈川県任せにしていられないということで、横浜市はずっと取り組んできて、やっとこの基準が神奈川県から示されて、今、改正になったと承知しておりますけれども、先日の横浜市会に質問で再整備計画の総括をどうするのだというお話もありました。先ほど、木村委員も検証が大事だというお話で、総括をどうするのだといった質疑があったように思いますけれども、これは具体的にどういうような形で進めていくのか、教えていただきたいと思っております。

佐藤インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー

保護者の方々とお約束で、年2回になるのですが、再編整備計画の進捗について御意見を頂く場を設けております。その中でも保護者の方からは再編整備計画の総括をしてほしいといったような御意見を頂いております。

今後、年度内と伺っておりますけれども、神奈川県が「かながわ特別支援教育推進指針」を策定するという事になっております。先ほど、高木特別支援教育課長から御説明をいたしました指針、現在は素案修正版となっておりますけれども、それが年度内に固まることとなりますので、本市におきましても、特別支援学校の整備等に関する考え方をまとめていくこととしております。この中で、再編整備計画についても進捗のこれまでの振り返りといいますか、確認と整理をしていきたいと考えております。

また、この整備に関する考え方につきましては、この教育委員会会議の場でも御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

中上委員

ありがとうございます。横浜市会だけではなくて、保護者の方の御要望も、御意見もあるように聞いておりますので、よろしく願いいたします。

鯉淵教育長

ほかに。

森委員

北綱島特別支援学校のことは昨年この教育委員会会議でも御報告いただきましたけれども、6年前、保護者の皆さんにとってはかなり突然という形で、計画が公表されたということですか、あとはいろいろな説明資料の中で、校舎の面積ですとか、児童生徒の人数ですとか、そういった人数に誤りがあったと認識しています。こうしたことが今後はないように、ぜひとも繰り返さないようお願いしたいと思っております。こちらはコメントです。

佐藤インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー

平成27年9月になりますが、当時、保護者の皆様には突然の形での発表ということになってしまい、新聞報道で初めて知ったといったような御意見も、我々も直接伺っております。そこから現在まで6年間になりますが、本当に不安な気持ちにさせてしまったことや、日々お子さんのケアで大変な時間を過ごされている中で、この保護者の方々の活動で多くの時間や御負担を本当にかけるってしまったということはお詫び申し上げたいと考えております。

また、森委員からも御指摘のありました、説明資料の誤り。面積であるとか児童生徒数、こういったことに関する誤りがあったことも重ねてお詫びをいたします。

保護者の皆様からもこの間、様々な意見を伺ってまいりましたし、今も委員のほうから御指摘いただいたことはしっかりと受け止めていきたいと考えております。

鯉淵教育長

ほかにございますか。

四王天委員 先ほど、特別支援学校の整備などに関する考え方について話がありましたが、今後、将来のこととして、北綱島特別支援学校を含む特別支援学校全体の今後の教育環境について、改めて考える方向性などといったものがありましたら、お伝えいただきたいと思います。

佐藤インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー 今年度になりまして、文部科学省が特別支援学校の設置基準を定めたということ、先ほどもお答えをいたしました神奈川県の出されたこと、あとは、9月ですが、医療的ケア児いわゆる医ケア児やその家族の方々への支援法、これが施行されたということで、特別支援学校に関わる非常に大きな影響のある考え方が示された年だったと考えております。

本市では肢体不自由特別支援学校での医療的ケア児の方の通学、スクールバスに乗るのが難しいということで保護者の方々が日々の送迎をしていらっしゃる。そういったことへの支援ということで、福祉車両による通学支援でありますとか、あとは人工呼吸器を使用されている児童生徒の保護者の皆様には、付き添いをこれまでお願いをしてきたという経過がございますが、その付き添いを解消するための看護師の配置であるとか、そういったことを法律が施行される前から、モデル的に様々取り組んでまいりました。

来年度予算でも一部そういった取組をまた更に進めていこうと考えているところですが、今後とも北綱島特別支援学校を含む全ての肢体不自由特別支援学校におきまして、教育環境の充実には努めてまいりたいと考えております。

鯉渕教育長 ほかにございますでしょうか。

特にほかに御意見がなければ、次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開についてお諮りします。

教委第53号議案及び教委第54号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、教委第55号議案「審査請求に関する教育長臨時代理について」は、訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

鯉渕教育長 それでは、教委第53号議案から教委第55号議案は非公開といたします。審議に移る前に、事務局から報告をお願いします。

大塚総務課長 次回の教育委員会定例会ですが、3月10日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会につきましては、3月22日火曜日の午前10時から開催する予定でございます。以上でございます。

鯉渕教育長 皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は3月10日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は3月22日火曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので、御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第53号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第54号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第55号議案「審査請求に関する教育長臨時代理について」
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時21分]